

給配水管維持管理業務受託に関する規約

(目 的)

第 1 条 この規約は、札幌市管工事業協同組合（以下「組合」という。）定款第 7 条（事業）の規定に基づき、組合が札幌市水道局との間に締結する給配水管維持管理業務受託に関する契約の履行を円滑に推進する目的をもって定める。

(組 織)

第 2 条 組合は、受託業務の円滑な運営を図るため業務受託委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、受託業務に関し、理事会の諮問により企画、指導、調整及び管理等を行うものとする。

3 委員会の組織、任期、招集及び答申については、委員会規約の条項を準用するものとする。

4 委員は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(業 務)

第 3 条 組合の給配水管維持管理業務の範囲は、札幌市水道局との間に締結する業務委託契約によるものとする。

(検査員)

第 4 条 前条の業務委託契約による業務の適正な実施を期するため、検査員を配置するものとする。

2 検査員は理事長が任命する。

(組合員の選考)

第 5 条 受託業務を迅速、確実かつ円滑に遂行するため、受託業務の内容毎に組合員から広く公募し、別に定める規程に基づき選考の上、理事会において決定する。

2 前項の規程により選考された組合員は、組合との間に受託業務に関する契約を締結するものとする。

(委 任)

第 6 条 この規約に定めのない事項については、理事会において決定するものとする。

附 則

この規約は、平成10年 2 月 23 日から施行する。